

各 位

会社名 日本 B S 放送株式会社
 代表者名 代表取締役社長 目時 剛
 (コード番号 9414 東証第一部)
 問合せ先 取締役経営戦略局管掌 内田 克幸
 (TEL 03 - 3518 - 1900)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 25 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 条～第 28 条 (条文省略)	第 1 条～第 28 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 29 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。	(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第 30 条～第 38 条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 39 条（条文省略）</p> <p>（2）当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。</p> <p>第 40 条～第 46 条（条文省略）</p>	<p>第 30 条～第 38 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 39 条（現行どおり）</p> <p>（2）当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。</p> <p>第 40 条～第 46 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 11 月 25 日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 11 月 25 日（水）（予定）

以上